

平成 30 年 7 月 6 日

「特定複合観光施設区域整備法案」に関する代表質問

国民民主党・新緑風会 矢田わか子

国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。会派を代表し、「特定複合観光施設区域整備法案」に関して質問します。

その前に、本日の本会議ですが、「ギャンブル依存症対策」に関する二つの議員提出法案が内閣委員会において審議されている最中に、本法案の本会議での趣旨説明が議院運営委員会で決められました。「特定複合観光施設整備法案」の審議入りは、「ギャンブル依存症対策」に関する法案の成立を前提とすることは与野党共通の認識であったはずですが、内閣委員会を軽視した今回の対応について遺憾の意を表したいと思います。

さて、法案への質問に入りますが、本法案によるカジノ解禁につきましては、数々の世論調査でも明らかになっているように、依然として国民の十分な理解が得られていないということをまず指摘しておきたいと思います。

その理由の一つは、カジノに対する不安です。カジノと聞くと、多くの国民は、過去、政治家や経営者が海外で億単位の負けをしたという報道を連想します。パチンコや競馬などと比べ、カジノは比較的、短時間に勝負の結果がでる賭博です。1回に何十万円・何百万円も賭けることができます。アメリカのカジノリゾートでは、1日で約1億数千万円を超える売上を上げ、毎分1千万円を超える金銭のやり取りが行われていると言われていています。スロットマシン、ルーレット、カードゲームのバカラ・ポーカー・ブラックジャックなど、カジノでの主なゲームは、いずれも射幸心をあおるものです。法案では、様々な規制が列挙されていますが、大負けによって悲惨な状況に陥る客が出てくることは間違いありません。IR

推進法が成立して1年半が経過しましたが、結局は国民の不安を解消するには至っていない状況です。この状況のもとで、政府は本法案を国会に提出されたわけですが、国民に対して本当に説明責任を果たしてこられたのかどうか、総理大臣より見解を伺います。

次に、カジノ解禁に係わる、刑法の賭博罪の違法性阻却について伺います。この課題は、「IR推進法案」の審議過程でも議論されましたが、ここでは、違法性阻却に関し、①目的に公益性、②運営主体等の性格、③収益の扱い、④射幸性の程度、⑤運営主体の廉潔性、⑥運営主体の公的管理監督、⑦運営主体の財政的健全性、⑧副次的弊害の防止――の8点にわたる「考慮要素」の検討が衆・参それぞれの内閣委員会の附帯決議で確認されました。しかし、この検討が、刑法学者などを含め専門家の中で十分に行われ、納得のいく結論を出されたのかどうか、疑問が残るところです。そのためでしょうか、法案第39条において、認定設置運営事業者がカジノ管理委員会の免許を受けた時は、「カジノ行為区画で行う当該カジノ行為については、刑法第185条及び第186条の規定は、適用しない」と、わざわざ違法性阻却を法文上、明示されています。違法性阻却に関する8項目について納得性をもった検討がなされたのであれば、この第39条は必要ないはずです。この点について、石井担当大臣より明解な説明をしていただきたいと思います。

次に、カジノは誰を対象としているのか、という点について質問します。前回の「IR推進法案」の審議では、カジノは海外からの観光客を対象にした施設、つまり「国際観光産業」として位置づけられたものでした。議員立法を主導された超党派議員連盟も「国際観光産業推進議員連盟」でした。しかし、いつの間にか、カジノは日本人を主に対象とする遊興施設という性格が強まってきたように見えます。すでに、日本ではパチンコや公営ギャンブルにはまって抜け出せない

い依存症の人が大勢います。昨日、議員立法による「ギャンブル等依存症対策基本法」が内閣委員会で可決され、ようやく、ギャンブル依存症対策が本格化しようとしている時に、非常に射幸性が高く、勝ち負けの規模が違うカジノが解禁されれば、ギャンブル依存症患者はますます増え、さらに家庭崩壊など、様々な社会問題が噴出してくることとなります。現在、ギャンブル依存症の家族を抱えている方々からも、このことを心配されています。当初の、外国からの富裕層観光客を対象にしたカジノ構想が変質し、どうも海外のカジノ資本が日本人を対象に事業を展開し、一儲けしたいという思惑が読み取れます。なぜ、日本人をターゲットにしたカジノに性格が変わってきたのか、そして入場制限という対策だけで日本人のギャンブル依存症を防止できるのか、石井大臣より説明をお願いします。

次に、I Rが観光資源として、また我が国の国際化対策に資するものとなるのかどうか、質問します。今日、我が国においては、大型のレジャー施設やテーマパーク、そして国際展示場が運営されており、東京ディズニーランドも大阪のユニバーサルスタジオも東京ビッグサイトも大きな収益をあげています。そこで、なぜ MICE と言われるビジネス・イベントを受け入れる施設やレジャー施設が、カジノを併設し、その収益でもって運営されなければならないのか、納得できません。今国会では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正法」が成立しましたが、もともとこの法律は、水道事業とともに空港や MICE 施設におけるコンセッションを促進しようとするものです。MICE 施設は赤字になるのでコンセッションを導入するという組み立てではなかったと思います。政府は、「総合的なリゾート施設を整備することによって、観光や地域振興、雇用創出といった経済効果のみならず、こういう新しい国際会議や展示ビジネスを展開して新しいビジネスの起爆剤になることを狙うこと、それから、日本の伝統、文化、芸術を生かしたコンテンツを更にブラッシュアッ

プして発信すること」とバラ色の世界を想定されていますが、カジノを併設するIRがそれを実現する手段となるのでしょうか。海外からの観光客は日本のどのような魅力を求めて訪日をされるのでしょうか。日本の伝統文化、地域に残された歴史的文化や自然、あるいは豊かな食文化などではないでしょうか。訪日観光客のアンケートでも、「日本もカジノがあるから行ってみたい」という観光客は少数です。国際観光政策としてIRやカジノを位置づける構想には、大いなる勘違いがあると思いますが、総理大臣はこのことについてどのように考えられますか、見解をお述べ下さい。

次に、IRの経済効果について質問します。確かに、IRは、初期投資と施設の運営において大きな経済効果や雇用拡大効果を産むかも知れません。しかし、施設全体が継続的にイベントを開催し、集客力を維持していけるかどうかは、安易に予測はできません。一過性の経済効果で終わる可能性もあります。かつて我が国においては、「リゾート法」による大規模開発の失敗事例やテーマパークの失敗事例が多くありました。経済動向や利用者の嗜好の変化が需要に大きな影響を与えます。とりわけカジノについては、アジアにおいても国際的な競争が激化しており、また外国の富裕層の動向などは予測できない面もあります。入場者数を含めたIRの需要の見通しに読み違いが出てくる可能性は十分にあると思います。シンガポールでは、2つのIR施設の開発で約1兆円の民間投資が実現し、IR開業後4年で国全体の観光客が6割、観光収入が9割増加したとの経済効果が報告されていますが、このシンガポールの成功事例が、そのまま日本においても実現するとの判断は甘すぎます。もし経営が困難になれば、地域経済にも大きなマイナスの影響を与えます。IRの施設建設に膨大な投資が行われるわけですが、これを回収できるのかどうかを区域整備計画の認定段階で的確に判断できるのでしょうか。IRの経済効果と経営の見通し、併せて経営難に陥った時の対応について石井大臣より説明をお願いします。

次に、法案に示された様々な規制の在り方について質問します。衆議院での審議において、多くの疑問点、不明点が明らかになりましたが、時間の関係で以下、4点に絞って質問しますので、石井大臣の見解をお願いします。

1点目は、カジノ施設の規模の上限設定の問題です。当初は、ゲーミング区域の面積規制をシンガポールに倣って、1万5千平方メートルか、IR施設全体の3%のいずれか小さい数値を上限とする案でしたが、最終的には、3%以内の「比率規制」のみになりました。しかも、対象はゲームエリアのみですから、政府の説明では、カジノ行為区画から「主要通路、階段、エレベーター、トイレ、受付・案内所、飲食スペース、演奏スペース」は除外するとしていますので、対象はテーブル、イス、機器類など極めて限られたものとなります。この規制では、大規模なIRになると、かなり大きなゲーム空間を設置することができます。IRの中で、非常にカジノが目立つことになりますが、このような3%規制は妥当なのかどうか伺います。

2点目は、カジノ事業者が客に対して貸金業務が行えるということの問題です。これは富裕層向けとし、一定のデポジットがあれば無制限に貸金ができることになるようですが、これは大きな問題を引き起こすのではないのでしょうか。我が国においては、諸外国のように、カジノ施設内で顧客に貸付け・回収などの業務を行う「ジャンケット」を認めないという方針ですが、実質的には貸付業務が行われることになりすし、IR施設の中に銀行ATMも設置されるのではないかという情報もあります。借金をしてまで賭ける行為を助長するような措置が本当に必要なのかどうか、説明して下さい。

3点目は、入場制限の問題です。安倍総理大臣もこれまで「世界一の入場制限」措置をとると強調されてきましたが、実際は、入場料はシンガポールより安くな

っています。また韓国では、韓国人が入場できるカンウオンランドは、地元住民は月 1 回という特別な入場制限を設けていますが、今回は、こういった措置もありません。なぜ日本では、地元の人達の入場規制を設けなかったのでしょうか。また、暴力団員は入場禁止となっていますが、この入場制限措置はどのような方法をもって担保されるのか、説明して下さい。

4 点目は、マネーロンダリング対策です。例えば、犯罪で得た資金や脱税などの不正資金のマネーロンダリングが、カジノを利用して行われることが懸念されています。アメリカでは、カジノにおけるマネーロンダリング対策が一段と強化されていますが、日本においてどのような方策をとられるのか、説明して下さい。

最後に、オンライン・カジノの規制について質問します。実はカジノ施設におけるカジノの運営規制も重要ですが、表に出ない深刻なカジノ問題は、「オンライン・カジノ」です。日本の多くの若者が、これにのめり込み、膨大な被害を被っていると言う実態報告を受けています。そして、最近では、賭け金や当選金に仮想通貨が使われ、ますます実態が見えなくなっているようですが、政府としてもカジノへの規制を強化するのであれば、併せて「オンライン・カジノ」についても不正なものは摘発する努力をされるべきだと考えます。国家公安委員長より見解を伺います。

以上、内閣総理大臣、関係大臣の皆様の真摯なご答弁をお願いしたいわけですが、ギャンブル大国と言われている我が国において、これ以上、ギャンブル依存症患者が増えないよう、政府の対策強化を求め、代表質問を終わります。